

仕様書

1. 業務名称

令和7年度 大阪市立住之江会館建材採取等及び石綿定性分析調査業務委託（その2）

2. 対象施設

大阪市立住之江会館

住所：大阪市住之江区南加賀屋3丁目1番20号（住之江複合施設2階）

3. 履行期限

令和8年2月2日（月）

4. 業務概要

本業務は、上記施設の穿孔工事の事前調査として実施するもので、上記対象施設において受注者が建材試料を採取し、各検体について対象種（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）6種類の定性分析を行う。

なお、業務の履行に関しては、本仕様書及び「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】令和4年3月 厚生労働省」（以下「アスベスト分析マニュアル」という。）に基づいて実施すること。

5. 業務内容

（1）作業計画書の作成

業務実施に先立ち、作業手順、分析方法等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

試料採取については、発注者と十分協議・調整し、原則として平日の9時から17時までの間に行うこととする。

（2）試料採取、分析調査

①試料採取日は、事前に発注者と日程を調整し決定する。

②試料の採取箇所は、対象施設の2階女子便所の天井ボード、床（タイル下地モルタル、タイル間の目地）、壁（タイル下地モルタル、タイル間の目地）の計5箇所（庇裏等の試料採取に脚立又ははしごが必要）とし、当該採取場所より各建材につき3箇所の試料を採取すること。

採取箇所における試料の採取量は、10cm³/箇所程度とし、これを1試料とする。

③採取した試料は、採取場所ごとに密閉した容器に入れ、試料番号・採取年月日・採取建築物名・採取場所・採取部位・採取者名等を記録すること。

④試料の採取にあたっては、「アスベスト分析マニュアル」第1章建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法 1.8.2 石綿を含む可能性のあるものの種別による試料採取の注意事項を参照のうえ、実施すること。

⑤試料採取の状況、試料採取後の状況及び採取した試料は、黒板等を使用し写真撮影すること。

⑥試料採取後は、固化材噴霧や接着剤塗布により飛散防止措置及び簡易補修を行い、建材の飛散防止と劣化等が進行しないよう適切な処理を行うこと。なお、採取箇所の周辺と類似した色を使用すること。

⑦採取位置、検体数、検体採取日及び調査員氏名等を記載した検体採取記録簿（任意の様式による）を発注者へ提出すること。

⑧石綿含有の分析方法は、(JIS) A1481-1による測定方法を用いて実施し、1検体を各層ごとに分析すること。なお、検体の層数が異なることによる分析費の変更は行わない。

⑨分析結果は、試料採取後はすみやかに分析を行い発注者に電子メール

(tt0002@city.osaka.lg.jp) で速報を提出すること。なお、提出時期については監督職員と協議すること。

(3) 報告書（成果物）の作成

- ①測定分析結果及び採取位置図、試料採取の状況写真、記録事項（ファイル綴じ）2部提出
 - ②試料採取及び分析等の状況写真（PDF形式でCD-Rに格納：データ共）1部提出
- なお、受注者は成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在しないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは任意であるが、信頼性の高いものを利用するものとする。

6. 必要な許認可等

次の（1）（2）の要件を満たしていること。

(1) 試料採取実施者として、次のいずれかの資格を有していること

- ①令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ②建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく、特定建築物石綿含有建材調査者に係る講習又は一般建築物石綿含有建材調査者に係る講習の修了者

(2) 分析調査実施者として、次のいずれかの資格を有していること

- ①厚生労働大臣が定める分析調査講習（実技講習は、偏光顕微鏡による定性分析の実施方法であること）を受講し、修了考査に合格した者
- ②公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるカテゴリー1の評価区分1の認定分析技術者（Aランク相当）又は評価区分5のAランク認定分析技術者
- ③一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ④一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ⑤一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ⑥一般社団法人日本纖維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」のうちアスベスト定性分析方法の分析マニュアルの定性分析方法1（偏光顕微鏡法）の合格者

7. 提出書類

受注者は業務委託契約後、発注者の指定する提出書類（別添様式1～4）を作成し、速やかに発注者に提出すること。

8. 再委託等の禁止

- 1 業務委託契約書（成果物型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 試料採取、定性分析調査
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレイス、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ない場合は、承諾を行わないものとする。

いと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9. 特記事項

- (1) 受注者は、本事業の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。（業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生の防止に努める。）
- (3) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。
- (4) 本業務の履行に必要な直接物品等は受注者で準備すること。
- (5) 車両の駐車場所については発注者の指示に従うこと。
- (6) 対象施設敷地内及び周辺は禁煙とする。
- (7) 調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定するものとする。
- (8) 採取箇所の特定等で発生した建材等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、受注者の責任において適切に処分する。
- (9) 本委託の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本委託終了後も同様とする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

10. 事業担当

住之江区役所協働まちづくり課 担当：家熊・松本
電話：06-6682-9976 FAX：06-6686-2040

提出書類一覧表

別添

次の提出書類を、定められた時期に必要な部数を担当者に提出すること。

様式	名称	時期	部数	備考
様式1	業務着手届	契約後速やかに	1部	
様式2	作業計画書	契約後速やかに	1部	作業計画書、業務工程表、業務担当者届にある全有資格者の免許の写しを提出
様式3	業務担当者届	契約後速やかに	1部	
様式4	業務完了届	業務完了後	1部	

※業務計画の内容を変更する場合は、その都度業務計画書を提出すること。

(様式1)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

業務着手届

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 住 所
名 称
代 表 者

下記のとおりお届けします。

記

1 委託業務名称

2 契約年月日

令和 年 月 日

3 着手年月日

令和 年 月 日

4 完了予定年月日

令和 年 月 日

(様式2)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

作業計画書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 住 所
名 称
代 表 者

下記のとおり作業計画書を提出します。

記

1 委託業務名称

2 作業計画書

- ・業務工程表、作業手順、分析方法等（様式任意）
- ・業務担当者届

※ 作業計画の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に作業計画書を提出すること。

(様式3)

業務担当者届

業務担当者

(様式4)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

業務完了届

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 住 所
名 称
代 表 者

下記のとおりお届けします。

記

1 委託業務名称

2 契約年月日

令和 年 月 日

3 着手年月日

令和 年 月 日

4 完了年月日

令和 年 月 日

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

〔注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。〕

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除せなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること